

平成10年7月10日施行
令和3年7月1日改正
令和4年7月1日改正
令和5年7月1日改正
令和7年11月12日改正

地震津波来襲時における在港船舶等に対する避難準備及び避難のための基準

四 日 市 港 長

四日市港において、地震による津波の発生が予想される場合、災害を予防するため、港長が在港船舶に対し、避難基準又は避難について指示又は勧告等をする基準は、下記のとおりとする。船舶等は、この基準に従って所要の警戒体制をとり、地震津波災害に対する万全の対策をとられるようお願いします。

記

1 警戒体制の区分、発出及び解除等

(1) 津波注意報・警報・大津波警報発表の場合

別表1のとおり。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表の場合

別表2のとおり。ただし、前項(1)の対応中は適用しない。

2 伝達の方法等

第四管区海上保安本部（なごやほあん）を通じ、国際VHF無線（CH16/12 和文・英文）により伝達するとともに、名古屋港海上交通センターからAISによる周知を行う。

また、海上保安協会四日市支部四日市港地震津波災害防止対策委員会が定める台風・地震津波情報等伝達系統により伝達するとともに、必要に応じ巡視船艇等により周知する。

別 表 1

区 分	摘 要	指示又は勧告事項
第一警戒体制 (準備体制)	伊勢・三河湾に 津波注意報が発表された場合。	1 在港船は、荷役を中止し直ちに運航できるよう出港準備を行うこと。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ避難又は流出防止の措置を講じること。 3 その他、港内に残留する独航不能船等は流出防止の措置を講じること。
第二警戒体制 (避難体制)	伊勢・三河湾に 津波警報、又は大津波警報が発表された場合。	1 在港船は、直ちに荷役を中止し、港外に避難すること。 2 工事作業船は、直ちに工事作業を中止し、港外に避難すること。 3 港外避難が困難な場合は、係留強化等の措置を講じ、人命第一に避難行動をとること。
解 除	地震津波に関する情報が解除され、安全に入港できると認めた場合。	津浪の影響が無くなった。 警戒体制を解除する。
事前入港 差止め		船舶の入港を差し止める。

別 表 2

区 分	摘 要	取るべき措置
— (情報伝達 ※1)	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。	気象庁の発表に留意すること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合。	
注意体制 (注意喚起) (※2)	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合。 2 警戒体制（勧告）を解除した場合。	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
警戒体制 (勧告)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合。	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に避難行動をとること。
警戒体制解除 (勧告解除)	地震(※3)発生から1週間が経過した時点。(※4)	注意体制（注意喚起）に移行する。
	津波注意報以上が発表され、港長から勧告が発出された場合。	港長の勧告に従うこと。

※1 南海トラフ地震臨時情報（調査中及び調査終了）が発表された場合、情報伝達を行う。

※2 注意体制（注意喚起）は、「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされた時点で終了とする。

※3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される契機となった地震。

※4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は、地震発生から1週間が「警戒措置」、その後の1週間が「注意措置」の期間となり、地震発生から2週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」となる。